

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-7-1
許認可等の種類	液化石油ガス販売事業者の登録			
根拠法令条例等・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項			
許認可等の概要	<p>液化石油ガス販売事業を行おうとする者は、知事の登録を受けなくてはならない。また、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。</p> <p>(最終)知事 (専決)ものづくり振興課長 (委任)地域振興局長</p>			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> 1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第4条 2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 (平成9年通商産業省令第11号) 第4条、第6条 3 保安業務に係る技能的能力の基準等の細目を定める告示 (平成9年通商産業省告示第122号) 第1条第2項 4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成17年4月1日付け平成17・03・16原第8号) 5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について(平成19年7月27日付け平成19・07・25原第6号) 6 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について(平成14年12月27日付け平成14・11・26原第6号) 			
基準の制定根拠	法令、通達に基づく基準			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日(経由機関(地域振興局)10日、処分庁20日)			
期間の制定根拠	過去の実績			